

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和6年5月29日付けで提起した処分庁による情報公開決定処分及び情報不存在決定処分（6 葛福西第96号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和6年4月30日付けで、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、処分庁に対し、下記の情報（以下「本件情報」という。）を対象とする情報公開請求を行った。

記

「第一

生活保護制度における住宅扶助の特別基準の認定について

東京都福祉保健局の発行している、生活保護運用事例集2017 164ページ、165ページ（問6－55）記載の(3)地域の住宅事情から限度額の範囲内ではどうしても対応できない場合について、「当該地域を管轄する実施機関が、地域の住宅事情を的確に

把握して、管内の日保護世帯に対して、統一的な適用基準を用いることが必要である。」との記載があるが、東京の各実施機関において、具体的に統一的な基準が定められているのであれば、その内容がわかる文書全て。定められていない場合においては、各実施機関において、住宅扶助の特別基準の適用が認められた事例、認められなかった事例、特別基準の適用可否についての考え方がわかる文書等、全て。

第二

各実施機関で生活保護申請時に使用する文書全て（相談票、申請書、各申告書、同意書、確認書、居住歴、職歴申立書等、名称問わず全て）」

- 2 処分庁は、令和6年5月14日付けで、本件情報のうち、第一の後段及び第二につき情報公開決定処分を、第一の前段につき情報不存在決定処分を行い（以下これらを「本件処分」という。）、同日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和6年5月29日付けで、下記の理由により、本件情報を開示するとの裁決を求めて審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）。

記

「処分庁のした処分は、審査請求人のした申請に対して、第一の前段についてのみ、不存在として開示しない処分としたが、その場合第一の後段について申請しているのに、そのことについて一切言及をしていない。

後段について、処分庁は生活保護実施機関であるのだから、日々申請を受けており、申請に対して決定もしているはずであり、文章が存在しないなどということはありません。

上記の理由により、処分庁が行った処分は、違法・不当である。」

- 4 審査庁は、審査請求書に記載の審査請求の理由が、第一の後段及び第二につきその全てを公開し、第一の前段につき不存在とする本件処分を踏まえたものではないことを理由として、審査請求人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、令和6年8月27日を期限として補正を命じた。
- 5 審査請求人は、令和6年8月27日までに補正を行わなかった。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨

処分庁のした処分は、審査請求人のした申請に対して、本件情報の第一の前段についてのみ、不存在として開示しない処分としたが、その場合第一の後段について申請しているのに、そのことについて一切言及していない。

後段について、処分庁は生活保護実施機関であるのだから、日々申請を受けており、申請に対して決定もしているはずであり、文章が存在しないなどということはありません。

上記の理由より、処分庁が行った処分は、違法不当である。

理 由

1 判断

法第19条第2項において、審査請求書には「審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所」「審査請求に係る処分の内容」「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」「審査請求の趣旨及び理由」「処分庁の教示の有無及びその内容」「審査請求の年月日」を記載して行うこととされている。

事案の概要3に記載のとおり、処分庁は本件処分により、本件情報のうち、第一の後段及び第二につき開示し、第一の前段につき不存在である旨決定をした。しかし、審査請求人は、事案の概要4に記載のとおり、本件情報のうち、第一後段について応答していないこと及び処分庁は生活保護実施機関であるため、日々申請を受けており、当該申請に対して決定をしているはずであり、第一の後段に係る文書が存在しないことはあり得ないことを理由として本件審査請求を提起している。

以上より、審査請求書の記載事項のうち、「審査請求に係る処分の内容」「審査請求の趣旨及び理由」の記載に不備があることが認められる。

そのため、審査庁は、当該不備について、法第23条の規定に基づき、審査請求人に、令和6年8月27日までに補正するよう命じたが、同日までに補正はなされなかった。

2 結論

以上の理由により、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

令和6年9月2日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。